

投資信託自動積立取扱規定 新旧対照表

下線部変更

変更前	変更後
<p>第1条～第11条 (省略)</p>	<p>第1条～第11条 (現行通り)</p>
<p>第12条(解約)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 前項に定める場合のほか、非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定(以下「当該規定」といいます。)第2条第9項に定める所により、お客さまが開設された非課税口座がその開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われることとなる場合には、お客さまが当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引に係る本サービスについては、お客さまが所轄税務署長から、「非課税口座開設届出書」が当行が受理または当行に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けたときに終了するものとします。係る通知を受けた日、またはその翌営業日が第2条に定める口座振替日または第8条第1項に定める買付日に当たる場合は、当該日における振替または指定銘柄の買付は行わないものとします。</p>	<p>第12条(解約)</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 前項に定める場合のほか、非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定第2条第8項に定める所により、お客さまが開設された非課税口座がその開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われることとなる場合には、お客さまが当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引に係る本サービスについては、お客さまが所轄税務署長から、「非課税口座開設届出書」が当行が受理または当行に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けたときに終了するものとし、またその翌営業日が第2条に定める口座振替日または第8条第1項に定める買付日に当たる場合は、当該日における振替または指定銘柄の買付は行わないものとします。</p>
<p>第13条～第16条 (省略)</p>	<p>第13条～第16条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: right;"><u>2021年4月改定</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>2021年9月改定</u></p>

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定 新旧対照表

下線部変更

変更前	変更後
<p>第1条（規定の趣旨）</p> <p>1. 本規定は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社福井銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。</p> <p>2. （省略）</p> <p>第2条～第5条 （省略）</p> <p>第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条</p>	<p>第1条（規定の趣旨）</p> <p>1. 本規定は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社福井銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。</p> <p>2. （現行通り）</p> <p>第2条～第5条 （現行通り）</p> <p>第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条</p>

の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限ります。）のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

②～③（省略）

2.（省略）

第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等のみを受け入れます。

① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が20万円（第5条の3第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から120万円を控除した金額が0を超えるときは、当該超える部分の金額を控除し

の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限ります。）のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円（②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の施行令第25条の13第22項に規定する取得に要した金額を控除した金額）を超えないもの

②～③（現行通り）

2.（現行通り）

第5条の3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等のみを受け入れます。

① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が20万円（第5条の4第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から102万円を控除した金額が0を超えるときは、当該超える部分の金額を控除し

た金額) を超えないもの

② (省略)

第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れられる上場株式等の範囲)

1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもののみ)を受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条の3に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が102万円(②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行が行う上場株式等の募集(法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定もしくは法第3

た金額) を超えないもの

② (現行通り)

第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れられる上場株式等の範囲)

1. 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるもののみ)を受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条の4に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が102万円(②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行が行う上場株式等の募集(法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定もしくは法第3

7条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定から法第25条の13第29項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

②～③(省略)

2.(省略)

第6条

(省略)

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

1.～3.(省略)

4.法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条の3第1項第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第31項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出

7条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定から法第25条の13第29項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

②～③(現行通り)

2.(現行通り)

第6条

(現行通り)

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

1.～3.(現行通り)

4.法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条の4第1項第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、施行令第25条の13第31項において準用する施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払出

<p>し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>第8条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① お客さまから当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合・・・一般口座への移管</p> <p>② (省略)</p> <p>第8条の3～第15条 (省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年4月改定</u></p>	<p>し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p> <p>第8条 (現行通り)</p> <p>第8条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① お客さまから当行が別に定める期限までに当行に対して<u>施行令第25条の13第20項において準用する</u>施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合・・・一般口座への移管</p> <p>② (現行通り)</p> <p>第8条の3～第15条 (現行通り)</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年9月改定</u></p>
---	--

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定 新旧対照表

下線部変更

変更前	変更後
<p>第1条 (省略)</p>	<p>第1条 (現行通り)</p>
<p>第2条(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>1. ~3. (省略)</p> <p>4. お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または<u>2024年1月1日</u>のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5. (省略)</p>	<p>第2条(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>1. ~3. (現行通り)</p> <p>4. お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または<u>2023年12月31日</u>のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5. (現行通り)</p>
<p>第3条~第26条 (省略)</p>	<p>第3条~第26条 (現行通り)</p>
<p>第27条(本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次に掲げる日に契約は解除されます。</p>	<p>第27条(本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次に掲げる日に契約は解除されます。</p>

<p>①～③（省略）</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）・・・法第37条の14の2第20項に規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤～⑦（省略）</p> <p>第28条～第30条 （省略）</p> <p>附則 （省略）</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年4月改定</u></p>	<p>①～③（現行通り）</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）・・・法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤～⑦（現行通り）</p> <p>第28条～第30条 （現行通り）</p> <p>附則 （現行通り）</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年9月改定</u></p>
--	--

2021年9月
株式会社福井銀行